

社会福祉法人ジーエヌ福祉会 「役員及び評議員の報酬及び費用の支給に関する規程」

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人ジーエヌ福祉会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規程に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員等に係る職務の執行に対する報酬及び費用の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（報酬の支給）

第2条 この法人は、役員及び評議員、並びに評議員選任解任委員に対し、その職務の執行の対価として、報酬を支給する。

2 報酬の支給対象となる職務は、次のとおりとする。

- (1) 評議員会及び理事会並びに評議員選任解任委員会への出席
- (2) 監事による監査（定期又は臨時）
- (3) 行政機関による監査への立会
- (4) その他理事長が必要と認めた職務
- (5) 法人の事業執行に関する専決業務

（報酬の額）

第3条 役員及び評議員に対する報酬は、前条第2項(1)～(5)各号に定める職務について、1回につき10,000円の支給とする。

2 役員に対する報酬は、前条第2項各号に定める職務について、各年度の額が2,700,000円を超えない範囲で支給するものとする。

3 評議員に対する報酬は、前条第2項各号に定める職務について、定款第8条に定める額を超えない範囲で支給するものとする。

4 前条第2項(5)号に定める職務についての報酬は、2を超えない範囲で支給する。

（費用の支給及びその額）

第4条 役員及び評議員には、第2条第1項に規定する職務の執行に伴う費用として、次に掲げる額を支給する。

- (1) 第2条第2項(1)から(3)の職務について、通勤に伴う交通費は、支給しない。
- (2) 第2条第2項(4)及び(5)の職務について、その執行に伴い費用が発生する場合は、当該参加費並びに交通費及び宿泊費の実費
- (3) 前号の他、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用で、法人において負担することが妥当と認められる額

(報酬及び費用の支給方法)

第5条 前条までの報酬及び費用については、その職務の執行の都度支給するものとする。ただし、前項(2)及び(3)に掲げる費用については、当該役員又は評議員の旅費請求書及びその他の費用の請求書の提出後速やかに支給するものとする。

(適用除外)

第6条 この法人の職員である理事並びに職員は 前条までの報酬及び費用の支給は行わず、社会福祉法人ジーエヌ福祉会旅費規定によるものとする。

(公表)

第7条 本法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(規程の改正)

第8条 この規程の改正については、評議員会の承認を受けなければならない。

(雑則)

第9条 第4条にいう交通費等については、別表1により支給する。

2 第2条第2項(1)～(5)各号に定める職務について、この規程に定めのない事項については、この法人の定款他諸規則及び法令等によるものとする。

第10条 役員並びに評議員の職を辞したあとも、第2条2項に示す職務に関する引継ぎや立会い等に関して必要な職務を法人として依頼した時は、報償規程に準じて報償費を支給することが出来る。

(附則)

1 この規程は、平成29年6月1日から施行する。

2 この規程は、令和2年4月1日より施行する。

3 この規程は、令和4年4月1日より施行する。

(別表1) 職務執行に伴う費用の支給について

1 交通費について

(1) 実費支給とするが、当法人の給与規程にそって、自宅もしくは勤務場所からの往復については、所定の手続きにそって支給する。(公共交通機関による往復)

(2) 本人の職務上、タクシー等を利用した場合は、領収証を添付する。

(3) 自家用車等を利用した場合は、20円/kmとして計算した額とする。

2 その他(宿泊費等)

・実費支給とする。

